世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の「金融センター」を目指した

GX金融・資産運用特区について

まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室

北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」について

- ■令和6年1月23日 北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」を提案
- ■令和6年2月29日~ 国家戦略特区WGヒアリング(全15回)
- ■令和6年6月4日

 - ➤ 金融・資産運用特区の対象地域や主な取組等を取りまとめた「金融・資産運用特区実現パッケージ」が公表され、
 北海道・札幌市が金融・資産運用特区の対象地域として決定
- ■令和6年6月21日「国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令」が閣議決定され、北海道(札幌市を含む全域)を国家戦略特区として指定
 - ※ 政令の施行日である令和6年6月26日付けで指定

北海道・札幌市が目指す姿(地域のコンセプト)

2023年4月15日「G7札幌 気候·エネルギー・環境大臣会合」

○G7大臣会合の札幌開催の機会を捉え、脱炭素を通じて<u>エネルギーの地産</u> 地消と<u>道内経済の活性化</u>、<u>日本及び世界のGXに貢献</u>していくことについて、

「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表。

北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

- 〇今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資
- ○国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャル
- ○都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街

「GX金融・資産運用特区」を通じて、目指す姿

- 〇「金融・資産運用特区」を活用
- ○資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に集積
- OGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出
- ○日本の再生可能エネルギー供給基地の構築
- 〇アジア・世界の金融センターの実現





国への提案事項の実現パッケージへの反映状況【GX関係】

	提案事項	実現パッケージへの反映状況
風力・再エネ	洋上風力発電設備の設置・ 保守に係る外国籍船の利用 及び外国人材の活用	洋上風力発電設備の設置・保守に要する作業船が不足し、外国籍船を活用する場合に必要となる船舶法 第三条但し書きに基づく沿岸輸送の特許の付与については、当該設備の設置・保守に関する輸送内容が 明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、当該設備の設置・保守に関する複数 の輸送に対してあらかじめ特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、2024 年 度中に必要な省令改正等を行う。【規制面での全国措置】
		外国人材の知見が必要となり得る特殊な船舶について、提案自治体における洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通し等を踏まえ、必要に応じ、当該外国人材の活用の在り方等、対策を検討する。【措置の在り方について今後検討】
	風力発電事業に係る環境影響 評価の在り方に関する検討	洋上風力発電事業については、領海・内水及び EEZ における区域指定を行うための国による海洋環境 等に係る調査等の実施等の創設を盛り込んだ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利 用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を令和 6 年通常国会に提出した。 【規制面での全国措 置】
		陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、 地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応 じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。
	排他的経済水域における 洋上風力発電設備の設置	排他的経済水域における洋上風力発電設備等の設置に係る制度の創設等を盛り込んだ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を令和 6 年通常国会に提出した。【規制面での全国措置】
水素	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得る。その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法等の保安基準を定めるための検討に速やかに着手する。【措置の在り方について今後検討】
材高度保人	高度人材ポイント制の特別加 算の対象となる自治体の支援 措置の明確化	フィンテックや GX など各分野における高度外国人材の受入れ促進の観点から、高度人材ポイント制において、自治体が支援措置を行う機関が受け入れる外国人に対する特別加算について、対象となる支援措置の要件について、補助金の交付や支援税制を伴わない場合でも対象となる場合があることを 2024年度中に明確化する。【規制面での全国措置】

国への提案事項の実現パッケージへの反映状況【金融関係①】

	提案事項	実現パッケージへの反映状況
資金調達・経営支援	スタートアップへ投資する 外国人投資家向け在留資格の創設	スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに、特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家(エンジェル投資家を含む)向けビザを創設することについて、2024年度中をめどに必要な措置を講ずる。【規制面での地域限定措置】
	銀行によるGX 関連事業に対する 出資規制の緩和	銀行が、行政や企業等と連携して域内の GX 関連事業をより円滑に推進できるようにするため、銀行法における「一定の銀行業高度化等会社」(認可ではなく届出により 5 %超 50%以下の議決権保有(出資)が可能)の枠組みの活用について、国家戦略特区における具体的な措置の在り方を検討し、2024 年中をめどに所要の措置を講ずる。【規制面での地域限定措置】
	事業全体に対する担保制度(企業 価値担保権)の創設	不動産等の有形資産に乏しいスタートアップ等の幅広い事業者において、不動産担保や経営者保証等に安易に依存しない、事業性に着目した融資を受けやすくなるよう、知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度(企業価値担保権)の創設等を内容とする事業性融資の推進等に関する法律案を令和6年通常国会に提出した。【規制面での全国措置】
	財産処分承認基準の明確化	国費による補助金を活用して取得した施設等を金融機関の担保に供するには、各省各庁の長の承認が必要となるが、機動的な担保権設定と円滑な資金調達を可能とするため、総務省の「財産処分承認基準」について、具体的な承認の許容例を明確化する改正を2024年4月に行った。本取組を通じて、例えば、GX 関連事業者等による円滑な資金調達に資することも期待される。【規制面での全国措置】

国への提案事項の実現パッケージへの反映状況【金融関係②】

	提案事項	実現パッケージへの反映状況
英語行政手続き	資産運用業に対する英語による 金融行政の拡充	日本参入時の言語面での障壁を下げる観点から、海外資産運用業者の登録等に関する事前相談、登録手続き及び登録後の監督を英語で行う「拠点開設サポートオフィス」(現在は東京都内にのみ設置)について、自治体の協力が得られることを前提に、2024年度中をめどに金融・資産運用特区の全4地域に設置する。【運用面での地域限定措置】
	日本参入時の法人設立に伴う 手続きに関する英語対応	会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請において、自治体の協力が得られることを前提に、 英語での申請が完結するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策につ いて検討し、2024年度中に所要の措置を講ずる。【規制面または運用面での地域限定措置】
		在留資格認定証明書交付申請手続において、申請書に添付する参考資料が英語により作成されている場合は日本語訳の添付が必要とされているが、一部の定型的な文書については日本語訳の添付を不要として運用していることを踏まえ、この運用を明確化した上で利用者に周知することについて、2024年度中に所要の措置を講ずるとともに、その他の添付する参考資料の日本語訳の作成などについて自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう必要な検討を行う。【規制面での地域限定措置】
		健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険に係る法人設立に伴う届出手続については、自治体の設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう、2024年度後半の早期に所要の措置を講ずる。また、開業ワンストップセンター等での実施状況の検証を踏まえ、英語で手続を完結させることについて、システムや人材育成・確保の点も含め、効果的かつ効率的な方策について必要な検討を行う。【規制面での地域限定措置】

地域の主体的な取組



快適なビジネス環境の整備

- ①規制緩和等(札幌市)
- 行政手続の英語対応(住民登録・住民票、 印鑑登録・印鑑証明書の英語化)
- ②税制優遇等(道税・市税) 金融機能の強化集積、G X 産業集積
- ③高機能オフィス確保(容積率緩和等)
- 4 丘珠空港のビジネスジェット利用促進
- ⑤諸外国から新千歳空港への直行便の拡充



魅力溢れる生活環境の整備

- ⑦インターナショナルスクール誘致、新たな国際 バカロレア(海外大学でも通用する国際教育 プログラム)導入校の設置検討
- ⑧キャッシュレス化の促進
- ⑨外国人の安全・快適な移動に資する案内 サイン等の充実



誘致活動・情報発信の強化 スタートアップ・人材育成の強化

- ⑩海外資産運用会社等の誘致強化
- ① G X事業を行う企業の誘致強化・ビジネス マッチング拡充
- ②スタートアップ創出・育成強化、ビジネス マッチング拡充
- ③ G X情報プラットフォームの構築、G X事業認証制度の創設
- ④人材確保・人材育成の強化 (普及啓発・情報発信)
- ⑤GX、環境金融関連の国際会議・イベント等 による情報発信強化

⑥ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設

- ・英語でビジネス及び従業員の暮らしに関する相談対応
- ・英語対応可能な保育、教育、病院等の情報提供

- ・英語対応専門の士業確保
- ・各種手続きの代行サービス

今後のスケジュール(想定)

- (1) 北海道・札幌市は、「金融・資産運用特区」の対象として決定されるとともに、「国家戦略特区」に指定された。
 - ○国家戦略特区=成長戦略の実現に必要な規制緩和等を総合的かつ集中的に実施できる制度
 - ○金融・資産運用特区=金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備できるような規制緩和等を重点的に実施するエリアの総称。 (個別の法的根拠や制度的枠組みはなく、概念上の特区)
- (2) 国家戦略特区の指定を受けることにより、今後継続して国に規制緩和を提案していくことが可能。
- (3) 下表のスケジュールは、過去の国家戦略特区例を参考に想定したもの。

